

各 位

会 社 名 蛇の目ミシン工業株式会社 代表者名 取 締 役 社 長 加藤 澄一 (コード番号 6445 東証第一部) 朝 行 役 員 平澤 徹 (TEL 03-3277-2111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2006年5月9日開催の取締役会において、2006年6月27日開催予定の当社第80回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という)等が、2006 年5 月 1 日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」等に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設などのほか、この機会に全般にわたり見直し、変更を行なうものであります。その主な内容は次のとおりであります。

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設する。

単元未満株主の権利を、法令および定款に記載された権利のみとするための規定を新設する。

株主総会の開催場所を明確にするため、総会招集地を東京都とする規定を新設する。

旧商法下における取締役の解任基準と同様の条件とするための規定を新設する。 取締役および監査役の責任軽減を定めるとともに、社外取締役、社外監査役なら びに会計監査人との間で損害賠償責任に関する契約を締結するための規定を新 設する。

取締役会決議により自己株式の取得を可能とするための規定を新設する。

議決権の代理行使ができる他の株主数を1名とする規定を新設する。

その他、会社法等が施行されたことに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等、所要の変更を行なう。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

	(ト線は変更部分を示しま 	<u> </u>
現行定款	変 更 案	
第1章 総 則	第1章 総 則	
(商号)	(商号)	
第1条 当会社は蛇の目ミシン工業株式会社と	第 1 条 (現行どおり)	
称する。		
英文では、JANOME SEWING MACHINE CO., LTD.		
と表示する。		
(目的)	(日始)	
	(目的)	
第2条 当会社は次の事業を営むことを目的と	第2条 (現行どおり)	
する。		
1. ミシン、裁縫用品類および服飾品類の製造		
ならびに販売		
2. 事務機械器具、光学機械器具および精密機		
械器具の製造ならびに販売		
3. 電気機械器具および電子機械器具の製造な		
らびに販売		
4. 成形機械器具、鋳造機械器具および金属加		
工機械器具の製造ならびに販売		
15. 健康機械器具の製造ならびに販売		
6. 家具および寝具類の製造ならびに販売		
7. 教材および教育機器の製造ならびに販売		
8. スポーツ施設の運営ならびにレストラン		
の経営		
9. 衣料品、日用雑貨品、宝石、貴金属、化粧		
品、室内外装飾品、美術工芸品、書籍、文		
房具、スポーツ用品および音響機器の販売		
10. 製版、印刷、製本ならびにその製品の販売		
11. 電算情報処理サービスおよびソフトウェ		
アの作成ならびに販売		
12. 金融業		
12. 並照集 13. 生命保険・損害保険の代理業		
14. 不動産に関する総合コンサルタント業務		
15. 不動産の管理および賃貸借業務の受託		
16. 不動産の所有、売買、仲介および賃貸借		
17. 有価証券の保有ならびに利用		
18. 前各号に附帯する一切の業務		
(本店の所在地)	(本店の所在地)	
第3条 当会社は本店を東京都中央区に置く。	第3条 (現行どおり)	
1	(,	
(公告の方法)	(公告の方法)	
第4条 当会社の公告は東京都において発行する	(ムロのバル) 第4条 (現行どおり)	
日本経済新聞に掲載する。	マース (光IJCUソ <i>)</i>	
口午紅月利用に拘製りる。		
Art o street life	Arts of the Co.	
第2章 株 式	第2章 株 式	
(<u>株式総数</u> 、 <u>1 単元の株式数</u> および単元未満株券の	(発行可能株式総数、単元株式数および単元	未満
不発行)	株券の不発行)	
第5名 当今社の発行する姓式の総数ける倍	第5名 当今社の発行可能性学総数け3倍6	000

第5条 当会社の発行可能株式総数は3億6,000

第5条 当会社の発行する株式の総数は3億

6,000万株とする。

当会社の1単元の株式の数は1,000株とする。 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係わる株券を発行しない。

ただし、株式取扱規則に定めるところについては この限りではない。

(新設)

(新設)

(単元未満株式の買増し)

第<u>6</u>条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、当会社に対してその単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式の<u>買増し</u>を請求することができる。ただし、当会社が譲渡すべき自己株式を保有していないときはこの限りではない。

(新設)

(名義書換代理人)

第<u>7</u>条 当会社は株式につき<u>名義書換代理人</u>を置 く。

<u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定しこれを公告する。

当会社の株主名簿、実質株主名簿(以下株主名簿等という。)および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第<u>8</u>条 株券の種類、株式の名義書換、株券喪失登 録の手続、単元未満株式の買取りおよび買増しそ 万株とする。

当会社の単元株式数は1,000株とする。

当会社は、<u>単元株式数</u>に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係わる株券を発行しない。

ただし、株式取扱規則に定めるところについて はこの限りではない。

(株券の発行)

第6条 当会社は、株式に係る株券を発行する。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定 により、取締役会の決議をもって、自己株式を 取得することができる。

(単元未満株式の売渡し)

第<u>8</u>条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、当会社に対してその単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式の<u>売渡し</u>を請求することができる。

ただし、当会社が譲渡すべき自己株式を保有していないときはこの限りではない。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使することができない。
 - 1.会社法第 189 条第 2 項各号に規定する権利
 - 2.会社法第 166 条第 1 項の規定による請求を行 なう権利
 - 3.株主の有する株式数に応じて募集株式または 募集新株予約権の割当を受ける権利
 - 4.定款第8条に規定する単元未満株式の売渡し を請求する権利

(株主名簿管理人)

第 10条 当会社は株式につき<u>株主名簿管理人</u>を 置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定しこれを公告する。 当会社の株主名簿、実質株主名簿(以下株主名

簿等という。)および株券喪失登録簿は<u>株主名簿</u>管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取りおよび<u>売渡し</u>その他株式に関する事務は<u>株</u>主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 <u>11</u>条 株券の種類、株式の名義書換、株券喪失 登録の手続、単元未満株式の買取りおよび売渡 の他株式に関する諸手続ならびにその手数料に ついては、取締役会において定める株式取扱規則 による。

(基準日)

第<u>9</u>条 当会社は毎年3月31日現在の最終の株主 名簿等に記載または記録された議決権を有する 株主をもって、その<u>決算期</u>の定時株主総会におい て権利を行使すべき株主とする。

前項のほか、定款第35条による金銭の分配を受ける者を確定するためその他必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告をして臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第 10条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月にこれ を招集し、臨時株主総会は必要があるときこれを 招集する。

(新設)

(招集者および議長)

第 11条 総会は法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長がこれを招集し、その議長にあたる。

社長に事故あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにかわる。

(決議方法)

第 <u>12</u>条 総会の決議は法令または本定款に別段の 定めがある場合のほかは、<u>出席株主</u>の議決権の過 半数をもって行なう。

商法第343条の規定によるべき株主総会の特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第 <u>13</u>条 株主またはその法定代理人は、議決権を 有する他の<u>株主</u>を代理人としてその議決権を行 使することができる。

ただし、株主またはその代理人は当会社に代理権を証する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 14 条 当会社の取締役は 13 名以内とする。

<u>し</u>その他株式に関する諸手続ならびにその手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 12条 当会社は、毎年 3 月 31 日現在の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

前項のほか、定款第 44 条による中間配当を受ける者を確定するためその他必要があるときは、 取締役会の決議によりあらかじめ公告をして臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第 <u>13</u>条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときこれを招集する。

当会社の株主総会は、東京都において招集する。

(招集者および議長)

第 14 条 (現行どおり)

(決議方法)

第 15条 総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほかは、<u>出席した議決権を</u>行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第 16条 株主またはその法定代理人は、議決権を 有する他の<u>株主 1 名</u>を代理人としてその議決権 を行使することができる。

ただし、株主またはその代理人は当会社に代理 権を証する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 17条 (現行どおり)

(選任)

第 <u>15</u>条 取締役は、<u>総株主</u>の議決権の 3 分の 1 以 上を有する株主が出席した株主総会において選 任する。

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(新設)

(任期)

第 16条 取締役の任期は<u>就任</u>後 1 年内<u>の最終の決</u> <u>算期</u>に関する定時株主総会の終結のときまでと する。

補欠または増員により就任した取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。

(取締役会)

第17条 取締役は取締役会を構成する。

取締役会は業務の執行その他法令または本定款 に定める事項を決定する。

ただし、日常の業務その他重要でない事項の決定 は、取締役会の決議にもとづき代表取締役に委ね ることができる。

(取締役会の招集通知)

第 <u>18</u>条 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前に 各取締役および各監査役に対して発する。

ただし、取締役および監査役全員の同意があると きは、招集の手続を経ずしてこれを開くことがで きる。

<u>(新設)</u>

(役付取締役)

第<u>19</u>条 取締役会はその決議をもって取締役会長、 取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取 締役および常務取締役各若干名を選任すること ができる。

(代表取締役)

第 <u>20</u>条 取締役社長および取締役副社長は各自会 社を代表する。

ほかに、取締役会の決議により前条の役付取締役のなかから会社を代表する取締役を<u>定める</u>ことができる。

(選任)

第 18 条 取締役は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(解任)

第19条 取締役の解任決議は、議決権を行使する ことができる株主の議決権の3分の1以上を有 する株主が出席した株主総会において、その議 決権の3分の2以上をもって行なう。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年内<u>に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

補欠または増員により就任した取締役の任期 は、他の在任取締役の任期の満了すべきときま でとする。

(取締役会)

第 21条 当会社は取締役会を置く。

取締役は取締役会を構成する。

取締役会は業務の執行その他法令または本定款 に定める事項を決定する。

ただし、日常の業務その他重要でない事項の決 定は、取締役会の決議にもとづき代表取締役に 委ねることができる。

(取締役会の招集通知)

第22条 (現行どおり)

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(役付取締役)

第 24条 (現行どおり)

(代表取締役)

第 <u>25</u>条 <u>取締役会長、</u>取締役社長および取締役副 社長は各自会社を代表する。

ほかに、取締役会の決議により前条の役付取締役のなかから会社を代表する取締役を<u>選定する</u>ことができる。

(業務執行)

第 <u>21</u>条 社長は会社の業務を統括し、取締役会の 決議により業務を執行する。

社長に事故あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにかわる。

(取締役会規則)

第 <u>22</u>条 取締役会に関する事項については、法令 または本定款に定めるもののほか、取締役会にお いて定める取締役会規則による。

(顧問および相談役)

第 23 条 当会社は取締役会の決議により顧問および相談役を置くことができる。

(報酬)

第 <u>24</u>条 取締役の<u>報酬は</u>株主総会の決議によって 定める。

(新設)

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第25条 当会社の監査役は5名以内とする。

(選 任)

第 <u>26</u>条 監査役は、<u>総株主</u>の議決権の 3 分の 1 以 上を有する株主が出席した株主総会において選 任する。

(任期)

第 <u>27</u> 条 監査役の任期は<u>就任</u>後 4 年内<u>の最終の決</u> <u>算期</u>に関する定時株主総会の終結のときまでと する。

補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。

(常勤監査役)

第28条 監査役は互選により常勤監査役を定める。

(業務執行)

第 26 条 (現行どおり)

(取締役会規則)

第27条 (現行どおり)

(顧問および相談役)

第28条 (現行どおり)

(報酬等)

第 29 条 取締役の<u>報酬、賞与その他の職務執行の</u> 対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、取締役(取締役であった者を 含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、 善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会 の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内 で、その責任を免除することができる。

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 社外取締役との間で、当該社外取締役の同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な 過失がないときは、同法第 425 条第 1 項各号に 定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締 結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 31 条 (現行どおり)

(選 任)

第32条 監査役は、議決権を行使することができ <u>る株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が 出席した株主総会において選任する。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年内<u>に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監

(監査役会)

第29条 監査役は監査役会を構成する。

監査役会は法令または本定款に定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。

(監査役会の招集通知)

第 30条 監査役会の招集通知は、会日の 5 日前に 各監査役に対して発する。

ただし、監査役全員の同意があるときは、招集の 手続を経ずしてこれを開くことができる。

(監査役会規則)

第 <u>31</u>条 監査役会に関する事項については、法令 または本定款に定めるもののほか、監査役会にお いて定める監査役会規則による。

(報酬)

第 <u>32</u>条 監査役の<u>報酬</u>は株主総会の決議によって 定める。

<u>(新設)</u>

(新設)

(新設)

(新設)

査役を選定する。

(監査役会)

第35条 当会社は監査役会を置く。

監査役は監査役会を構成する。

監査役会は、法令または本定款に定める事項の ほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、 監査役の職務執行に関する事項を決定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 (現行どおり)

(監査役会規則)

第 37 条 (現行どおり)

(報酬等)

第 <u>38</u>条 監査役の<u>報酬等</u>は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当会社は、監査役(監査役であった者を 含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、 善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会 の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内 で、その責任を免除することができる。

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 社外監査役との間で、当該社外監査役の同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な 過失がないときは、同法第 425 条第 1 項各号に 定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締 結することができる。

第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人)

第40条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の責任免除)

第 41 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定 により、会計監査人との間で、当該会計監査人 の同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でか つ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の 契約を締結することができる。

第6章 計 算

第7章 計 算

(営業年度)

第 33条 当会社の<u>営業年度</u>は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(株主配当金)

第 <u>34</u> 条 <u>株主配当金</u>は、毎<u>営業年度</u>末日現在の株 主名簿等に記載または記録された株主または<u>登</u> 録質権者に支払う。

(金銭の分配)

第 35条 当会社は取締役会の決議により、毎年 9月 30 日現在最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第 293条の5の規定に従い金銭の分配をすることができる

金銭の分配の有無、金額その他必要な事項は、前項の日から3月内に取締役会で定める。

(配当金等の除斥期間)

第36条 株主配当金および定款第35条による分配 金は支払開始日後3年以内に受領されない場合に は、当会社はその支払義務を免れるものとする。

(事業年度)

第 <u>42</u>条 当会社の<u>事業年度</u>は 1 年とし、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 <u>43</u>条 <u>剰余金の配当</u>は、毎<u>事業年度</u>末日現在の 株主名簿等に記載または記録された株主または 登録株式質権者に対し行なうことができる。

(中間配当)

第 <u>44</u>条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 9月 30 日現在最終の株主名簿等に記載または記録された株主または<u>登録株式質権者</u>に対し、会社法第 454 条の 5 の規定に従い中間配当を行なうことができる。

中間配当の有無、金額その他必要な事項は、前項の日から3月内に取締役会で定める。

(配当金等の除斥期間)

第 45条 配当財産が金銭である場合は支払開始 日後3年以内に受領されない場合には、当会社 はその支払義務を免れるものとする。

以上